

第6章

まちづくりの推進姿勢



丸山 克彦さん「追浜銀座商店街」
第63回 横須賀市民文化祭奨励賞(CG画の部)

第6章 まちづくりの推進姿勢

「第5章 まちづくり政策」に掲げた5つの目標の実現に向けて、市民、団体、事業者と市が互いに連携しながら、より効率的・効果的な都市経営を行っていかねばなりません。また、これまで地方分権の流れの中で確立してきた団体自治に加え、今後は住民自治を確立する必要があります。

そのために、次の3つを基本的な姿勢としてまちづくりを推進します。

まちづくりの推進姿勢

- 1 市民協働によるまちづくりの推進
- 2 効率的な都市経営の推進
- 3 地方分権と広域連携の推進

注) 本章の「関連する主な分野別計画」と「関連する主な条例」は、2011年度（平成23年度）当初時点のものを掲載しています。また「主な事業」は、第1次の実施計画事業（2011～2013）を中心に掲載しています。



1 市民協働によるまちづくりの推進

市民、団体、事業者と市の役割分担と連携の下にまちづくりを行うため、情報の積極的な提供や市政への市民意見の反映、市民公益活動の促進・支援など、市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりを推進します。

関連する主な分野別計画

市民協働型まちづくり推進指針

市民活動促進指針

関連する主な条例

情報公開条例

横須賀市市民協働推進条例

市民活動サポートセンター条例

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

(1) 情報公開・個人情報保護の充実

市民が必要とする情報を積極的に提供し、行政運営の透明性を高めるとともに、個人情報適切に管理します。

①情報公開・個人情報保護の充実

- ア. 行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、各分野の情報を積極的に提供します。
- イ. 個人情報の有用性に配慮するとともに、漏えい事故を防止する取り組みなどを推進し、個人の権利利益を保護します。

【主な事業】

- 情報公開制度の運用



市政情報コーナー

(2) 広報広聴活動の充実

全ての市民に分かりやすい広報活動や多くの市民から意見をお聞きする広聴活動を充実させるとともに、さまざまな市民相談に対応します。

① 広報活動の充実

- ア. 全ての市民に必要な情報を伝えるため、職員一人一人が意識を持って、分かりやすく身近な広報活動を推進します。
- イ. インターネット、テレビ、新聞、ミニコミ紙などの身近な媒体を活用し、戦略的な広報活動を推進します。

【主な事業】

- 広報紙の発行
- インターネットによる広報

② 広聴活動の充実

- ア. 市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、広聴活動を推進し、頂いた意見とそれに対する回答を市ホームページで広く公開します。
- イ. 市民の意見を、直接地域などに出向いて伺うため、車座会議やまちづくり出前トークを積極的に開催します。
- ウ. 正確で客観的な市民意見を把握するため、アンケートなどの手法について、全庁的なルールづくりを行います。

【主な事業】

- 市民の声の受け付けおよびボイスバンクによる回答の公開



市長と話す車座会議



目安箱の設置

③市民相談の充実

- ア. 市民の問題解決を支援するため、職員による市民生活相談や交通事故相談を行います。
- イ. 多様化、複雑化する市民生活に対応するため、弁護士による法律相談など、専門性を要する特別相談を行います。

【主な事業】

- 簡易な民事問題などの市民生活相談
- 弁護士や司法書士などの専門家による法律・登記の相談



市民相談室

(3) 市民協働の推進

市民公益活動^{※53}を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。

①市民公益活動の促進

ア．市民公益活動の拠点を提供するとともに、人づくりやネットワークの形成を支援します。

イ．市民、市民公益活動団体^{※54}、事業者などが活動を支え合う仕組みづくりを推進します。

【主な事業】

- 市民活動サポートセンターの運営
- 市民公益活動団体支援基金による市民公益活動に対する支援

②協働による取り組みの推進

ア．市民、市民公益活動団体、事業者など多様な主体が行政と対等な立場で、役割分担を明確にした協働によるまちづくり事業を推進します。

イ．市民、市民公益活動団体、事業者などの意見を計画の策定等に反映させるため、合意形成の機会を充実させます。

【主な事業】

- 市民協働によるまちづくりの推進



※53 市民公益活動：民間が行う非営利で公益的な活動。

※54 市民公益活動団体：ボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO法人）など、公益活動を行う民間の団体。

2 効率的な都市経営の推進



効率的、効果的なまちづくりを推進するため、市の組織体制や運営方法、財政基盤などについて、不断の改革・改善を行うとともに、意欲的で高い能力を有する、市政の担い手にふさわしい職員を育成します。

関連する主な分野別計画

横須賀市行政改革プラン

横須賀市財政基本計画

関連する主な条例

行政組織条例

職員定数条例

横須賀市財政事情の公表に関する条例

(1) 機動的で効率的な体制づくり

機動的な組織、執行体制づくりに取り組むとともに、情報システムを充実させ効率的な行政運営を推進します。

①柔軟な組織・執行体制づくり

ア．社会情勢の変化などによる新たな行政需要に対応するため、柔軟な組織・執行体制づくりを推進します。

【主な事業】

- 行政組織の見直し

②情報システムによる行政の効率化

ア．情報システムやネットワークなどの情報基盤の整備、安全な管理運用により、効率的な行政運営を推進するとともに、市民サービスの向上を図ります。

【主な事業】

- 消防総合情報システムの近隣市との共同整備《再掲》

(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり

豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。

① 市政を支える意欲と能力のある人づくり

ア．個々の職員の課題認識力や政策形成能力、接遇能力などを高めるため、研修制度を充実させます。

イ．職員の創意が生かされる職場環境を形成するため、職員の問題意識をくみ上げる仕組みづくりを行うとともに、評価制度を充実させます。

ウ．職員の意識改革を推進するため、国、県、他都市や民間企業などとの人事交流を推進します。

エ．幅広く優秀な人材を登用することなどにより、専門性やさまざまな経験、年齢層等の多様性に富んだ組織づくりを推進します。

【主な事業】

- 職員研修
- 職員政策提案の実施
- 幅広い人材の登用



職員政策提案

(3) 健全な行財政運営

安定的な市政運営が可能な財政基盤を確立し、計画的、効果的な行政運営を推進するとともに、計画の策定や進行管理、行政評価を充実させます。

① 財政の健全化の推進

- ア．財政と行政改革の計画を策定し、着実に推進します。
- イ．定期的に事務事業等の点検を実施し、事業の効率化と歳入の積極的な確保を図ります。
- ウ．公共施設などの今後の在り方を総合的に判断する仕組みを構築し、適切な管理と運用を図ります。
- エ．公平性の観点から、滞納対策をさらに強化し、税や料金などの未納額の圧縮を図ります。
- オ．社会環境の変化に対応した外郭団体改革を推進します。

【主な事業】

- 行政改革の推進
- 財政基本計画の策定
- 財政白書の作成
- 市税納付推進センターの設置

②計画的・効果的な行政運営

- ア．総合計画や分野別計画を策定するとともに進行管理を行い、計画的な行政運営を推進します。
- イ．政策・施策の評価を行い、効果的な行政運営を推進します。
- ウ．時代の変化に対応し、まちの特色を生かした政策を企画立案するため、その基礎となる政策研究を行います。
- エ．公の施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度^{※55}の適切な運用を推進します。

【主な事業】

- 都市計画マスタープランの改訂
- 政策評価の実施



総合計画審議会

用語解説

※ 55 指定管理者制度：地方公共団体が指定する団体が公の施設の管理を行う制度。この制度により、民間事業者も市の公園や体育館などを管理することが可能となった。



3 地方分権と広域連携の推進

自律的な行財政運営と独自性のある政策を展開するため、国・県からの一層の分権を要請するとともに、市民主体のまちづくりを推進します。また、市の行政圏域を越えた広域的な取り組みが必要な課題に対応するため、国、県、市町村との広域連携を推進します。

(1) 地方分権の推進

地方分権に伴う権限、税財源の確保により、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めます。

① 地方分権の推進

- ア．市民に身近な所でより多くの行政サービスを行うため、国、県からの権限、税財源の移譲を要請します。
- イ．地方分権の進展および多様な市民ニーズに対応するため、条例制定、法律の解釈・運用などの政策法務を推進します。

【主な事業】

- 国・県からの権限や税財源の移譲の要請
- 政策法務の推進

② 住民自治の推進

- ア．自治基本条例^{※56}を制定し、市民主体のまちづくりを推進します。
- イ．地域の個性や魅力を生かすため、地域住民自らがまちの在り方を決めることができる、地域主体のまちづくりを推進します。

【主な事業】

- 自治基本条例の制定
- 自治基本条例に基づく住民自治の推進
- (仮称) 地域運営協議会の設置等の検討



※ 56 自治基本条例：市民主体の自治の考え方に基づいた自治体運営の基本原則を定める条例。行政情報の共有や市政への市民参加、自治を担う市民、議会、行政の役割と責務など自治を推進する制度について規定するもの。

(2) 広域連携の推進

国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。

① 広域連携の推進

ア．市域を越えた広域の行政需要や単独では処理が困難な事務事業に対応するため、国、県、市町村との連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。

イ．技術や情報の共有・共用や観光分野等での相互協力など、自治体間の連携を推進します。

【主な事業】

- 廃棄物広域処理施設の建設《再掲》
- 集客のための松山市との連携
- 消防総合情報システムの近隣市との共同整備《再掲》



横浜市・横須賀市 航空機連携想定訓練

